

汚泥に該当する石綿含有産業廃棄物に対する申請手続き等の対応

特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」及び産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の処理については、廃棄物処理法及び同法施行令により通常の産業廃棄物とは異なる規制を受け、それぞれに収集運搬及び処分の処理基準・埋立基準が設けられています。

この度、大気汚染防止法の令和 2 年改正（令和 2 年 6 月 5 日公布、一部の規定を除き令和 3 年 4 月 1 日施行）により、全ての石綿含有建材が特定建築材料として規制対象となり、従来の石綿含有吹付け材や石綿含有保温材等に加えて、新たに石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が規制対象となりました。

これを受け、国は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を改定し、これまで石綿含有仕上塗材について、施工当時に吹き付け工法で施工されたものは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に、それ以外の工法で施工されたものは産業廃棄物の「石綿含有廃棄物」に区分してきましたが、工法を問わず産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」として取り扱うこととしました。

また、「石綿含有産業廃棄物」は主に「がれき類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当するものとしてきましたが、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」に該当する場合があります。

現在、東京都では従前の同マニュアルに基づき、「石綿含有産業廃棄物」はその構成上「廃プラスチック類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」であるとし、産業廃棄物処理業の許可証を交付していますが、今回の同マニュアル改定に伴い、都においても「石綿含有産業廃棄物」に「汚泥」を追加することとしました。

今後、都の産廃処理業許可業者が「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」の取扱いを希望する場合は、以下のように手続きをお願いいたします。なお、これまでどおり廃石綿等に準じて特別管理産業廃棄物として運搬する場合は、手続き不要です。

1 申請等の手続き

(1) 産業廃棄物収集運搬業

① 「積替え保管を除く。」の許可業者の場合

収集運搬できる産業廃棄物の種類に「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を追加する場合の申請等手続き等は下表のとおりとします。

既存許可証の事業範囲 (産業廃棄物の種類)	「石綿含有産業廃棄物を含む。」 なし	「石綿含有産業廃棄物を含む。」 あり
「汚泥」なし	変更許可申請	変更許可申請
「汚泥」あり	変更許可申請	手続き不要

※ 石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは飛散性が高いおそれがあるため、耐水性プラスチック袋等により二重梱包を行うことが必要です。

※ 変更許可申請の際に、二重梱包等運搬容器の確認を行います。

※ 手続き不要の場合は、直近の更新許可申請の際に、同運搬容器の確認を行います。

※ 申請は、東京都庁第 2 本庁舎及び多摩環境事務所のいずれかご希望の窓口で行うことができます。

②「積替え保管を含む。」の許可業者の場合

積替え保管できる産業廃棄物の種類に「石綿含有廃棄物」の「汚泥」を追加する場合の手続き等は下表のとおりとします。(申請又は届出の前に事前計画書の提出が必要)

既存許可証の事業範囲 (産業廃棄物の種類)	「石綿含有産業廃棄物を含む。」 なし	「石綿含有産業廃棄物を含む。」 あり
「汚泥」なし	変更許可申請	変更許可申請
「汚泥」あり	変更許可申請	変更届出

※申請等は積替え保管施設を管轄する窓口で行ってください。(積替え保管施設が多摩地域以外の場合は東京都庁第2本庁舎、多摩地域(八王子市を除く。))の場合は多摩環境事務所、八王子市の場合は八王子市役所)

2 許可証の記載

(1)事業の範囲の記載方法は、現状と同様となります。

例：

- | |
|--|
| (1) 業の区分：収集・運搬（保管・積替えを含む。） |
| (2) 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類。
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (以上15種類) |
| (3) 保管積み替えできる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
(以上4種類) |

(2)積替え保管施設は、「汚泥(石綿含有産業廃棄物に限る。)」を追加する。

例：

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥(石綿含有産業廃棄物に限る。)	ドラム缶 2個 : 0.40 m ³
廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。)	コンテナ 4個 : 108.0 m ³

※石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、排出時に措置した二重梱包のまま運搬し、積替え保管を行うこととします。

3 申請手続きについて

下記ホームページ、「1許可申請」、「(1)申請方法」に記載の変更許可申請または届出欄をご覧ください。(八王子市への手続きは、八王子市にご確認ください。)

ホームページ

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_processor/license_application.html#cms11

申請書類の提出先

産業廃棄物対策課	審査担当	03-5388-3587
多摩環境事務所	廃棄物対策課 審査担当	042-528-2693